

名古屋市告示第80号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、令和5年名古屋市告示第484号により指定した要措置区域の一部を解除します。なお、同告示により指定した要措置区域は、令和6年名古屋市告示第627号及び本号により、その全てを解除します。

また、同項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第122号により指定した要措置区域の一部を解除します。なお、同告示により指定した要措置区域は、令和6年名古屋市告示第628号及び本号により、その全てを解除します。

令和7年3月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区不老町1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課